

第 22 期第 4 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 7 年 3 月 18 日（火）午後 2 時から午後 2 時 40 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「新庁応接室」

議 題

1 指示事項

（1）コイの持ち出しの禁止及び放流等について（資料 1）

2 協議事項

（1）コイの持ち出しの承認基準について（資料 2）

3 その他

（1）令和 7 年 6 月の委員会開催日程について

（2）その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、萩原 季、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、中川技師

議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中10名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしく願いいたします。

議 長
(井貫会長)

本日の議題ですが、指示事項が1件、協議事項が1件、その他となっております。

それでは議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。平田委員、長塚委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは、議事に入ります。まず指示事項(1)の「コイの持ち出しの禁止及び放流等について」を議題といたしますが、これにつきましては、次の協議事項(1)の「コイの持ち出しの承認基準について」とも関連しておりますので、一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料1、資料2に基づき説明】

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

津谷委員

こういった趣旨の指示をすることと、その期間が1年ということには賛成です。この指示の、形式的な規定の仕方について、何年か前にもお話しさせていただいたような気がするのですが、期が変わりましたので改めてお話ししてください。

指示の内容の持ち出しの禁止の方を見ますと、コイを持ち出してはならないとして、委員会が承認した場合のみが例外となっているのですけれども、他の指示では、公的機関の試験研究等は、特に承認は必要がないという規定の仕方をしているかと思います。しじみの採捕の制限ですとか、コクチバスの生体持ち出しと放流の禁止、わかさぎの採捕の禁止等です。

一方でコイに関しては、承認した場合を除いて全て禁止するという規制の仕方をする理由があるのかという疑問が1点です。いかがでしょうか。

事) 河野主事

これまで国や県の水産関係部署の職員が、KHVの検査等を目的として持ち出した事例等がないことから、その他の環境調査等の持ち出しも含めて、そういった状況の把握のために委員会の承認を得ていただく方がよいのではないかと事務局としては考えております。

議 長

よろしいですか。

津谷委員

あと1点、放流の制限の方なのですが、アとイがあり、アの放流する時は、(ア)、(イ)、(ウ)の条件に該当すれば放流してよいということになっていますが、イの遺棄については、その例外が特に規定されておらず、およそコイは捨ててはならないという文章になっています。形式的なことで、実際はあまり差がないのかもしれないですが、アの(ア)、(イ)、(ウ)のような条件があったら、遺棄をしてもよいという規制が適当なのではないかという気がします。

放流する場合は、(ア)、(イ)、(ウ)の条件があったならば、放流してもよいということですよ。ところが、イの遺棄の方についてはこの例外規定がありません。遺棄の方は、およそコイは捨ててはならないということになっているのだけれども、これはアと比べた場合、行き過ぎではないかということです。

例えば、宮城県の委員会指示では、放流と同様に遺棄の方も、神奈川県の手引で言うところの(ア)、(イ)、(ウ)の条件があればよいという規定になっています。遺棄についても同じように規定しているのです。その方がよいのではないかという気がしました。

事) 河野主事

先程御説明させていただいた際にも少しお話しさせていただいたのですが、アで放流等を制限していますが、行為者の意識の問題で、放流ではなく遺棄だと言われてしまっても、それも禁止であることを明示するということろを意識した規定ですので、こちらについてはアの(ア)、(イ)、(ウ)のような例外規定は不要なのではないかと考えております。

議長

内田委員どうぞ。

内田委員

参考資料1の東京都の指示を見てみたのですが、資料の最後を見ると、コイの増殖については、ほとんどが産卵場造成となっています。それはやはりKHVがまん延した2003年あたりから、増殖の手法として、種苗放流がなかなかできないという状況になったので、産卵場造成にシフトしたと考えるとよいのでしょうか。

現場の方から、放流できるような体制にしてほしいという意見もあったようです。霞ヶ浦から大量に種苗が出荷されていた時に、それが引き金となってコイの養殖場を含めて色々な場所でKHVがまん延したというような経緯があったと思います。今後の方針として、放流できる水域は放流の方にシフトするのか、それとも、KHVが治まっているように見えても、まだ菌は少量ながらあって、そこに住んでいるコイについては、耐性ができているので、なかなか発症しないけれども、別の場所から放流した場合に発症するの

	かどうかということはよく分かっていないので、やはりしばらくは種苗放流を控えながら、産卵場造成等のできるだけコイの移動を伴わない増殖を目指すのか。KHVの発生状況の結果を見ていると、現場でどちらを望んでおられるのか気になりました。
水) 中川技師	水産課の方から回答させていただきます。コイについては、神奈川県でも東京都と同様に、基本的には産卵場造成で増殖が行われている状況です。漁業権免許の際には、県が増殖指針で漁業権対象種ごとに増殖の手法について、放流か産卵場造成かというところも明示しており、そちらでは産卵場造成も種苗放流も可能ということにはなっているのですけれども、コイヘルペスウイルス病のまん延を勘案して、近年は全ての漁業権者が産卵場造成に切り換えています。また、コイヘルペスウイルス病が発生して以降、放流用の種苗としてのコイが入手しづらい状況になっているということもあり、今は産卵場造成が主流になっています。今後もKHVが抜本的に解消されるということがない限りは、この流れが続くのではないかと考えております。
内田委員	現場の方のニーズと言いますか、実際にコイを漁業権魚種にされている漁協の方は、どういうお考えが主流なのかということも気になります。
平田委員	芦ノ湖では去年発生が確認されてしまったので、その前から産卵場造成だけでやってきたのですけれども、去年出てしまったので、しばらくは産卵場造成だけでやっていくしかないのではないかと考えています。
内田委員	分かりました。
議 長	放流等の制限の規定というのは、漁業権の増殖用の放流だけではなくて、例えば、公園等でも一切コイを放してはならないというのは厳しすぎるのではないかという考えに対応するために、クリーンなものであればよいという規定を置いたのではないかという気もしますが、そのあたり何か情報はありますか。
内田委員	小中学校も含めて、公園等になっていますよね。だから、子供たちがどこから買ってきたものを放す等、様々なものがおそらく入っていますね。
議 長	その場合もしっかり証明があればよいということですね。
内田委員	観賞魚についてはあまり厳しくないのではないのでしょうか。
議 長	観賞魚の方が厳しく規制しているはずですよ。輸出向けにやっているような業者であれば必ずクリーンにしてあるはずですよ。夜店で買ってきたような場合は分からないと思いますが。そういう面もあるのではないかと思います。何か情報はないですか。
伊藤委員	新潟県は、観賞用のコイの養殖が盛んですよ。新潟県においては、野生

議長
伊藤委員

のコイに関しても、やはりきっちりされているのでしょうか。

しているはずですね。

世界に流出している高額な魚なので、そういったところのモデルケースと
いうのはどうなのだろうかと思いました。

内田委員

問題になったということは聞いたことはありません。

放流には色々なタイプがありますね。

議長

一切放流してはならないというのは厳しすぎるのではないかというところ
です。

内田委員

規模の小さいケースだと放流というより飼育ですね。その規模に応じて、
公園とするか、ため池とするか、その辺は弾力的に規制しているようです。

議長

他に何かございますか。津谷委員、よろしいでしょうか。

津谷委員

結局よくわからないのですよね。遺棄の場合も、これを規制する根拠が、
汚染されていないことということなので、コイを一般に捨ててはいけな
いわけではなく、問題のあるコイを捨てるのが問題なので、それをやはりき
ちんと謳っておいた方がよいのではないですか。遺棄についても、この例外
が及ぶという趣旨が分かるように。

内田委員

よろしいですか。

議長

はい。

内田委員

基本的に、都道府県で試験研究機関が、KHVの検査をPCR等を使いな
がらやって、陽性が出たものについては水産研究・教育機構の方にサンプ
ルを送って、そこで確定診断して、その時に白であれば、白という判定が
出るのですけれども、コイが生きていたとしても、ここには遺棄と書いてあ
りますので、放流して増やそうといった意図ではなくて、PCRの検査も何
も受けていないコイを入れてしまうとまずいという意味で書かれていると
私は理解しました。だから放流するのであれば、そのロットがウイルスに
侵されていないというのを確定診断してもらって、それで放流しようとい
う意図なのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

津谷委員

趣旨としては全くそのとおりだと思います。

内田委員

御指摘のとおり、生死を問わずコイを遺棄してはならないということで、
生きていても禁止であるという書きぶりですが、健全なコイも放流しては
ならないという意味ではなく、コイヘルペスはものすごい勢いでまん延し
たので、保菌しているもの、あるいはウイルスが存在する水を、今まで汚
染されていない場所に移植したら非常にまずいと考えられたようなので、
そういう意味で、この書きぶりでもいいのではないかと思ったのですが、
けれども。

津谷委員	社会一般的な理解の仕方としては全くそのとおりなのですが、こちらは法律的な指示なので、きちんとこういう場合は禁止でこういう場合は良いということを謳わないと、過剰な規制をしたことになるのではないかと疑問なのです。 宮城県の場合は、神奈川の文言に合わせて変化させて言いますと、（２）放流等の制限のアのうちの（ア）、（イ）、（ウ）の確認が取れないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に遺棄してはならないという文章になっているのです。これが正確なのではないかと思うのです。
議 長	ただ、私が思うには、こういう条件を満たしていれば遺棄してよいということになれば、遺棄した後でだめだと言われたら、条件を満たしていますと言い逃れをする可能性は残るわけですね。
津谷委員	それはそうです。
議 長	それが言い逃れだということを証明するのは、非常に難しいわけです。
津谷委員	むしろそれを立証するのは、放流した方になるかと思います。
議 長	法律の文面上は、はっきりするかもしれないけれども、取締の現場としては全く意味のない文章になってしまうのではないかという気がするのですが、いかがでしょう。言い逃れをなくすという意味では、この方がよいのではないかと思うのですが。
津谷委員	ただし書きの規定なので、むしろ立証責任は、こういう条件に当てはまるということを主張する側にあるとは思いますが。一般的な話というよりは、法律的な話ですが。
議 長	ただ、取締をする方はそれでは困るという話にならないかと思うのですけれども。
津谷委員	そうすると、生死を問わずコイ一般の遺棄をしてはいけないと。
議 長	そうですね。
津谷委員	そこまで言ってしまうてよいのでしょうか。
議 長	それだけ大変なのだということですね。極端な例かもしれませんが、感染して亡くなった方や重病の方を道端に放置しておいてよいのかという話だと捉えてもらうのが、分かりやすいのではないかという気がします。何か事務局、水産課からいかがでしょうか。
事）河野主事	御意見ありがとうございます。アの方に、（ア）から（ウ）までのただし書きがありますので、もし放流という形に当てはまるのであればそちらが除外規定となりますので、イについても同じように、このような場合であれ

議長

ば遺棄を認めるというような書き方にする必要はないのではないかと事務局としては考えております。

津谷委員

神奈川県では、取締の観点からこの規定に落ち着いたということにしていただければと思います。

議長

わかりました。

長塚委員

よろしいですか。他にありませんか。

コイが釣れてしまった時に、コイヘルペスにかかっているかどうかというのは、どうやって見分けるのでしょうか。例えば、目が赤くなっているとか、鰭が赤くなっているとか、何かそういった見分ける方法はあるのかなと思いました。

水) 中川技師

水産課から回答をさせていただきます。ウイルスを持っているかどうかというのは、元気なコイであれば、見分けるのは難しいかと思います。弱っているとか死んでいるようなコイの場合ですと、コイヘルペスウイルス病にかかっている場合、目がくぼんでいるといった症状が出ると言われております。

長塚委員

死んでから分かるのですね。

内田委員

鰓がびらんしていたりします。

長塚委員

昔へらぶなで穴あき病というのがあって、鰓に穴が開いたりしましたが、コイはどうなのかなと思いました。

内田委員

コイヘルペスウイルス病の場合は、顕著な症状が出る場合もあるし、ほとんど外見ではわからない場合もあります。発症していない元気な魚でもウイルスを持っている場合もあります。先程言われていましたけれども、30度以上では発症しません。20度から25度になると増えます。

長塚委員

本当に厄介なのですね。

内田委員

本当に厄介なので、放流するロットを、県の方にPCR検査をしてもらって、先程申し上げた水産研究・教育機構が、最終的な陰性かそうでないかを判定します。そこで出なかったら、その個体は大丈夫というくらいです。

長塚委員

よくわかっていないのですね。

内田委員

そうですね。

長塚委員

わかりました。

議長

ぽつぽつと死んでこないとわからないのですよね。鳥インフルエンザと似ているのではないのでしょうか。鶏舎の中で、普通のような死に方ではなくて、急に何匹も死ぬようになって検査してもらう。

長塚委員

ということは我々が釣った時にそのコイが感染しているかどうかはわから

議長
長塚委員
議長

ないのですね。

元気であれば良いのではないですか。

餌を食べなくなったりするかもしれませんね。

ニシキゴイを輸出する場合は、池そのものを何回も検査して、もし死んだものが出たら、必ず病原体検査をしていると。そういう積み重ねの上で初めて、ここはクリーンだという証明ができるわけですね。死んだらウイルスがあるだろうと思うけれども、健康で一切ウイルスがいませんというのを証明するには、非常に手間や経費がかかるということです。

長塚委員
議長
長塚委員
議長

これでは実際にはわからないですね。

普通は無理ですね。

わかりました。

よろしいですか。他に何かございますか。

ないようでしたら、委員会指示について案のとおり指示をするということでよろしゅうございますか。

委員一同
議長

(了 承)

それではそのように決定いたします。

それから、協議事項でありました承認基準について、原案のとおり定めるということでよろしゅうございますか。

委員一同
議長

(了 承)

それではそのように決定いたします。

以上で本日の議題は終了ですが、委員の皆様方から何かございますでしょうか。事務局、水産課から何かありますか。よろしいですか。

それでは本日の委員会はこれで閉会といたします。次回は4月16日水曜日、14時からの開催予定ですので、よろしくお願いいたします。

